

白岡市災害時要援護者避難支援プラン
(全体計画)

(案)

白 岡 市

目 次

第1章 総則	1
1 全体計画策定の背景と目的	1
2 基本的な考え方・取組の基本方針	2
3 計画の位置付け	2
4 災害時要援護者・避難行動要支援者の関係	2
5 避難支援等関係者となる者	3
第2章 災害時要援護者名簿	4
1 災害時要援護者名簿登録制度	4
2 災害時要援護者名簿の更新に関する事項	5
3 災害時要援護者名簿の情報の保護に関する措置	5
4 災害時要援護者名簿作成に関する関係課の役割分担	5
5 名簿未登録者への登録勧奨	5
第3章 避難支援体制	5
1 避難支援等関係者への依頼事項	5
2 支援体制の確保（災害時要援護者一人に対して何人の避難支援者を配するか、 災害時要援護者と避難支援者の組合せ）	6
3 災害時要援護者が円滑に避難するための通知または警告の配慮	6
4 あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供していない者に対する支援体制	7
5 避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結	7
6 災害時要援護者の避難場所	7
7 避難場所までの避難路の整備	8
8 避難場所での災害時要援護者の引継ぎ方法と見守り体制	8
9 災害時要援護者の避難場所等からの移送方法	8
10 避難支援等関係者の安全確保	8

白岡市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）

第1章 総則

1 全体計画策定の背景と目的

(1) 背景

平成16年に7月に発生した新潟・福島豪雨災害を契機として、災害時要援護者に対する避難支援対策が求められたことに伴い、国は、平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定しました。

市においては、このガイドラインに基づき、平成20年6月に「災害時要援護者名簿登録制度」を開始し、地域の民生委員・児童委員の方々や自主防災組織の方々等の御協力により、「災害時要援護者」という名称も、市民に周知され定着してきました。

(2) 災害対策基本法の改正と避難行動要支援者名簿の作成

平成23年3月11日発生した東日本大震災では、多くの尊い命が失われました。被災地における死亡率に着目すると、高齢者の死亡率は全体の約6割を占め、障がい者の死亡率では全体に対して約2倍となり、いずれも非常に高くなりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、国は、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

ア 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること

イ 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること

ウ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること

エ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課するとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

を定めました。

そして、国は、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定したことにより、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的な手順等が示されました。

こうした国の動向を受け、市においては、平成28年3月に「白岡市地域防災計画」を改定し、この計画で、市における避難行動要支援者名簿の範囲等が定められ、翌年3月に避難行動要支援者名簿を作成しました。

※ 避難行動要支援者

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者のことをいう。

社会福祉施設入所者等は、別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことをいう。

※ 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の弱い者、外国人などの災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等に当たり、特段の手助けが必要な者のことをいう。

(3) 目的

この計画は、災害時要援護者の避難支援に関し、基本的な考え方や取組事項等を定めたものであり、災害時要援護者の支援体制を整備することにより、市内における減災及び災害対応力の向上を図り、もって白岡市地域防災計画の防災施策の基本理念である「市民の力、地域の力を結集し、みんなで取り組む防災減災のまち しらかわ」の実現に寄与することを目的とします。

2 基本的な考え方・取組の基本方針

白岡市地域防災計画第1節防災施策の基本理念に規定された「自助・共助・公助」の基本理念に基づき、「市民」、「自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、ボランティア等地域で活動する方々」及び「行政」が、それぞれの役割に応じて避難支援に取り組む三者協働により、災害時要援護者に対する避難支援策を進めます。

3 計画の位置付け

このプランは、白岡市地域防災計画の内容を具体化した災害時要援護者名簿の基本的な考え方を定めるもの（下位計画）として位置付けられ、「白岡市地域防災計画」の「第2編第2章第8節第16 要配慮者の安全対策」として実施するものです。

また、市政運営の最も基本となる「第5次白岡市総合振興計画 後期基本計画 第2章 1 災害対策の充実」の施策として、また、「白岡市地域福祉計画」の「基本目標1 支えあいでも多様な支援ができる地域づくり」の具体的な取組として実施するものです。

そして、「白岡市障害者基本計画」等、市の関連計画との整合を図るものです。

4 災害時要援護者・避難行動要支援者の関係

市では、平成20年度から実施している災害時要援護者名簿登録制度にて、次の方々を対象として名簿を作成してきました。

災害時要援護者の登録の区分

(1) 75歳以上でひとり暮らしの方

- (2) 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (3) 介護保険で要介護3から5までの認定を受けた方
- (4) 65歳以上で寝たきりの方
- (5) 身体障害者のうち、身体障害者手帳1級又は2級の方
- (6) 知的障害者のうち、療育手帳㊤又はAの方
- (7) その他

一方、白岡市地域防災計画に位置付けられた避難行動要支援者の「名簿に記載する者の範囲」については、次のとおり規定されています。

ア 名簿に記載する者の範囲

- (ア) 75歳以上の高齢者でひとり暮らしの方
- (イ) 75歳以上の高齢者のみの世帯
- (ウ) 介護保険で要介護の認定を受けた方
- (エ) 身体障害者のうち、身体障害者手帳1級又は2級の方
- (オ) 知的障害者のうち、療育手帳㊤又はAの方
- (カ) 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (キ) その他支援を必要とする方

市では、従来から実施してきた登録制度の実績を踏まえつつ、災害対策基本法や白岡市地域防災計画の内容、本プランの位置付けなどの整合を図るため、「災害時要援護者」と「避難行動要支援者」との関係を次のとおり整理するものとします。

- (1) 「災害時要援護者」とは、次のとおりとし、上述した要配慮者に当たるものとします。

高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の弱い者、外国人などの災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等に当たり、特段の手助けが必要な者のことをいう。

- (2) 「災害時要援護者の登録の区分」を避難行動要支援者の「名簿に記載する者の範囲」と合わせるものとします。
- (3) 災害時要援護者登録制度にて個別計画が作成された方は、避難行動要支援者の「名簿に記載する者の範囲」の「(キ) その他支援を必要とする方」に該当するものとし、この個別計画は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の「第Ⅱ部 さらに避難行動のために取り組むべき事項 第4 個別計画の策定」に規定された「個別計画」とします。

5 避難支援等関係者となる者

この全体計画に定める避難支援等関係者は、以下のとおりです。

- (1) 行政区及び自主防災組織
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 埼玉東部消防組合白岡消防署

- (4) 白岡市消防団
- (5) 久喜警察署
- (6) 白岡市社会福祉協議会
- (7) その他避難支援等の実施に携わる関係者

なお、災害時要援護者名簿の提供については、上記に掲げるすべての団体等に一律に提供するものではなく、災害時の避難支援に取り組む団体等に提供するものです。

第2章 災害時要援護者名簿

1 災害時要援護者名簿登録制度

(1) 概要

災害時要援護者名簿登録制度とは、災害時に自力で避難することが難しい方を対象に、御本人の申請により、災害時要援護者名簿に登録する制度です。

登録された情報は、自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援活動と平常時の見守り活動を円滑に実施するために役立てます。

なお、市においては、災害時要援護者名簿の登録と併せて一人ひとりの具体的な避難支援の方法（個別計画書）を作成し、これらを避難支援等関係者に提供します。

※この項目以降においては、「災害時要援護者名簿」と「個別計画書」を合わせて「災害時要援護者名簿」とします。

(2) 災害時要援護者の登録の区分

- ア 75歳以上の高齢者でひとり暮らしの方
- イ 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ウ 介護保険で要介護の認定を受けた方
- エ 身体障害者のうち、身体障害者手帳1級又は2級の方
- オ 知的障害者のうち、療育手帳㊤又はAの方
- カ 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- キ その他支援を必要とする方

(3) 登録内容

- ア 氏名（ふりがな）
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 電話番号
- カ 血液型
- キ 家族等連絡先
- ク 登録の区分
- ケ 支援者の情報

コ かかりつけ医療機関名、身体状況その他支援に必要な情報

2 災害時要援護者名簿の更新に関する事項

市は、災害時要援護者名簿に登録された方が、転出、転居又は死亡により要援護者情報に変更が生じる場合があるため、名簿の更新を年に1度実施します。

また、申請者は、提出した要援護者情報に変更があったときは、市に対しその旨を申し出るものとします。

3 災害時要援護者名簿の情報の保護に関する措置

市は、災害時要援護者名簿を施錠可能なキャビネット、書庫等にて保管する等、個人情報等の保管等を行うに当たっては、個人の権利利益を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じます。

また、市は、災害時要援護者名簿の提供においては、避難支援等関係者に対し、個人情報保護の徹底を図ります。

具体的には、市は、法令により守秘義務が課されていない方々に提供しようとするときは、災害時要援護者名簿の提供を受ける避難支援等関係者が、個人情報保護の重要性を確認し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いに係る協定を市と避難支援等関係者にて締結します。

なお、災害時要援護者名簿が避難行動要支援者名簿として位置付けされた場合は、災害対策基本法第49条の13の規定により、この名簿の提供を受けた者に対し法律により秘密保持義務が課されます。

4 災害時要援護者名簿作成に関する関係課の役割分担

関係課名	役割
安心安全課	災害時要援護者登録制度に係る総合調整に関すること
福祉課	災害時要援護者名簿の整備（情報収集、名簿作成等）に関すること
高齢介護課その他関係課	所掌に係る災害時要援護者の範囲に関することその他登録制度に係る事業協力に関すること

5 名簿未登録者への登録勧奨

市は、災害時に自力で避難することが難しい方で、災害時要援護者名簿に登録されていない方に対し、広報しらおかや市公式ホームページ等で周知する外、様々な機会を通じて勧奨を行います。

また、民生委員・児童委員を始め、行政区、自主防災組織等の地域で活動する避難支援等関係者は、訪問や地域の行事等において未登録者に対し名簿登録を働きかける等、地域のネットワークを活用して名簿未登録者への登録勧奨を進めます。

第3章 避難支援体制

1 避難支援等関係者への依頼事項

市では、災害時要援護者に対する避難支援活動について依頼するほか、平常時においては、以下の内容について依頼するものです。

- (1) 災害時要援護者の近況把握、名簿未登録者への登録勧奨等
- (2) 名簿、個人情報等の適正な管理
- (3) 個別計画の作成及び管理
- (4) 避難支援等関係者間における連携と協力
- (5) 災害時要援護者名簿を活用した平常時からの避難支援と防災訓練等への参加

市は、災害時要援護者及び避難支援等関係者に対し、白岡市総合防災訓練や地域の自主防災訓練等への積極的な参加を促し、個別計画で定めた情報伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援計画が実行可能な内容であるか、検証します。

2 支援体制の確保（災害時要援護者一人に対して何人の避難支援者を配するか、災害時要援護者と避難支援者の組合せ）

- (1) 市は、名簿作成時に災害時要援護者本人から、避難支援を依頼できる親戚、知人、近隣の住民等の存在を確認します。そこで、避難支援を依頼できる方がいない場合は、市及び自主防災組織等の避難支援等関係者が連携し、避難支援者の確保に努めます。
- (2) 具体的に、どの避難支援者が、どの災害時要援護者を対応するかについては、以下の点に留意します。
 - ア 一人ひとりの災害時要援護者について、できる限り複数の避難支援者が相互に補完しあいながら避難支援等にあたること。（個人対個人でなく、個人対グループ等での支援も可）
 - イ 一人の避難支援者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる方の年齢や特性に配慮しつつ、適切な役割分担を行うこと。
- (3) 市は、災害時要援護者への避難支援は、避難支援等関係者の任意協力により行われるものであり、避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことや、支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合があることを十分に周知します。

3 災害時要援護者が円滑に避難するための通知または警告の配慮

(1) 避難情報の発令・伝達

市は、災害時要援護者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、地域防災計画に避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発令の判断基準等を定め、適時適切に発令します。

特に、災害時要援護者及び避難支援等関係者には、円滑に避難するために避難準備・高齢者等避難開始を発令した時点で伝達を行い、避難を開始するよう促します。

(2) 情報伝達にあたって、特に配慮が必要なこと

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ 高齢者や障がい者等の状態に合った必要な情報を選んで伝えること。

ウ 同じ障がい者であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

(3) 伝達手段

市は、防災行政無線の放送や安心安全メール、緊急速報メール、SNS、広報車等、様々な伝達手段を活用し、複数の手段により避難情報の伝達を行い、周知します。

4 あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供していない者に対する支援体制

(1) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に避難行動要支援者名簿を提供します。

(2) 避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に避難行動要支援者名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者だけでなく、平常時から災害時要援護者名簿情報を保有していない者に対しても避難行動要支援者名簿情報を提供することが考えられます。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、第2章の3で記載した市が講ずる措置例の外、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めます。

5 避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結

市は、通常の避難所では対応が困難な災害時要援護者が避難する二次避難所（福祉避難所）として、避難支援に協力する社会福祉施設や企業団体等との間において協定を締結し、二次避難所を確保するよう努めます。

6 災害時要援護者の避難場所

災害時要援護者の避難場所は、あらかじめ策定している個別計画によるものとしませんが、地域防災計画に定めている避難の基本的な考え方に沿った避難行動を基本とします。

(1) 避難場所について

震災後の建物倒壊や大規模火災などから身を守るためには、緊急に安全な場所に避難して危険を回避する必要があるため、市では、このような場所として学校や公共施設等を避難場所に指定しています。

また、自主防災組織等によっては、近隣の公園や集会所等を一次避難場所や集合場所として取り決め、計画をしています。

(2) 二次避難所（福祉避難所）について

市では、災害時要援護者のうち、避難生活において、特別な配慮が必要な方については、必要に応じて、二次避難所（福祉避難所）を開設して保護できるように、施設の確保及び福祉避難所の指定促進に努めます。

7 避難場所までの避難路の整備

災害時要援護者の避難路については、個別計画作成時にあらかじめ定めておきますが、その際は、可能な限り災害による被害の影響を受けない経路、整備された広い道路による経路、安全かつ最短となる経路等を考慮して避難経路を定めておきます。

また、避難場所周辺の道路について「避難に支障が生じる状況」を確認した場合については、市は優先して道路の整備を行うことにより、避難路の安全確保の推進に努めます。

8 避難場所での災害時要援護者の引継ぎ方法と見守り体制

避難場所等での災害時要援護者の引継ぎと見守り体制については、避難支援等関係者が避難場所において災害時要援護者や名簿内容等を、避難場所の責任者へ確実に引き継ぎます。

災害時要援護者の避難生活において、災害時要援護者の行動管理や介助等身の回りの世話については、原則として災害時要援護者の家族・親類等が行うものとし、また、家族・親類等がいない災害時要援護者への見守り体制については、避難支援等関係者その他の者が継続的に生活支援を行うよう、あらかじめ本人・家族等と避難支援等関係者が話し合い、個別計画の作成時に取り決めます。

9 災害時要援護者の避難場所等からの移送方法

災害時要援護者を速やかに避難場所から二次避難所（福祉避難所）または医療機関等へ移送する方法（車両、車いす、リヤカー等）については、個別計画作成時において災害時要援護者の家族等と避難支援等関係者が、あらかじめ話し合って定めておきます。また、多くの災害時要援護者を移送することを想定し、市と移送業者との間に災害時の人員移送等に関する協定を締結する等、移送手段の拡充を図ります。

10 避難支援等関係者の安全確保

災害時要援護者名簿を活用した災害時における避難支援は、あくまでも家族や地域の助け合い（共助）による活動ですので、避難支援等関係者の安全を確保した上で実施されることが前提となります。

地域における避難支援等関係者は、自らが担当する災害時要援護者を全力で助けようとしませんが、災害の状況等によっては、助けられない可能性も十分考えられることから、一人の災害時要援護者に対し、複数の支援者を選定することも考慮し、助けられない可能性を低減することが重要です。災害時要援護者及びその家族等にも、この点について十分に理解を求める必要があります。